

令和5年7月15日からの大雨による被害状況等について

※赤字部分は、前回とりまとめ報（令和5年7月31日18時00分時点）からの更新部分

令和5年8月8日 09:00 現在
環境省

環境省関連の被害状況及び対応状況については、以下のとおり。

1. 対応状況

【省全体関係】

- ・環境省災害情報連絡室を設置（7月13日）
- ・小林環境副大臣が秋田県の災害廃棄物処理の状況について現地確認等を実施（7月27日）

【災害廃棄物関係】

- ・災害廃棄物対策室から全地方環境事務所へ被害情報の収集を指示。（7月13日）
- ・災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県に発出。

<7月14日>

- 災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底について
- 災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について
- 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携について

- ・災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を秋田県に発出。

<7月18日>

- 災害廃棄物の害虫及び悪臭への対策について
- 災害廃棄物の処理等に係る石綿飛散防止対策について
- 廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について
- 被災したパソコンの処理について
- 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について
- 被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について
- 被災した自動車の処理について
- 被災した太陽光発電設備の保管等について

- ・災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県に発出。

<7月19日>

- 堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業の活用・連携並びに災害廃棄物等の搬出における分担・連携について

- ・本省及び東北・中部・関東・近畿地方環境事務所職員のべ **145人日** を被災自治体に派遣し、現場の状況確認及び必要な助言等を実施。

日付	自治体名
7月18日	秋田県 秋田市、男鹿市

日付	自治体名	
7月19日	秋田県	秋田市、五城目町、三種町、能代市、八峰町
7月20日	秋田県	秋田市、五城目町
7月21日	秋田県	秋田市、五城目町、男鹿市
7月22日	秋田県	秋田市、五城目町
7月23日	秋田県	秋田市
7月24日	秋田県	秋田市、五城目町
7月25日	秋田県	秋田市、能代市、八峰町
7月26日	秋田県	秋田市
7月27日	秋田県	秋田市
7月28日	秋田県	秋田市、五城目町、能代市
7月29日	秋田県	秋田市
7月30日	秋田県	秋田市
<u>7月31日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市、五城目町、男鹿市</u>
<u>8月1日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市、男鹿市</u>
<u>8月2日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市、五城目町、三種町</u>
<u>8月3日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市、能代市、三種町</u>
<u>8月4日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月5日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月6日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月7日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>

- ・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）により、以下の自治体の支援員等が被災自治体に対して支援を実施。

日付	被災自治体	支援員等の所属自治体（人数）	支援内容
7月21日	秋田県秋田市	福島県いわき市（支援員2名）、 熊本県熊本市（支援員3名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、並びに初動期における事務支援
7月22日	秋田県秋田市	福島県いわき市（支援員2名）、 熊本県熊本市（支援員3名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、並びに初動期における事務支援
7月23日	秋田県秋田市	福島県いわき市（支援員3名）、 熊本県熊本市（支援員3名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、並びに初動期における事務支援
7月24日	秋田県秋田市	福島県いわき市（支援員3名）、 熊本県熊本市（支援員3名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、並びに初動期における事務支援
7月25日	秋田県秋田市	福島県いわき市	仮置場の開設及び運転管理の支

日付	被災自治体	支援員等の所属自治体（人数）	支援内容
		（支援員3名）、 熊本県熊本市 （支援員3名）	援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等
7月26日	秋田県秋田市	福島県いわき市 （支援員3名）、 熊本県熊本市 （支援員3名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等
7月27日	秋田県秋田市	福島県いわき市 （支援員3名）、 熊本県熊本市 （支援員4名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等
7月28日	秋田県秋田市	福島県いわき市 （支援員3名）、 熊本県熊本市 （支援員5名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等
7月29日	秋田県秋田市	福島県いわき市 （支援員3名）、 熊本県熊本市 （支援員3名） 東京都 （支援員3名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等
7月30日	秋田県秋田市	熊本県熊本市 （支援員3名） 東京都 （支援員3名）	仮置場の開設及び運転管理の支援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等
<u>7月31日</u>	<u>秋田県秋田市</u>	<u>熊本県熊本市</u> <u>（支援員3名）</u> <u>東京都</u> <u>（支援員3名）</u>	<u>仮置場の開設及び運転管理の支援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等</u>
<u>8月1日</u>	<u>秋田県秋田市</u>	<u>熊本県熊本市</u> <u>（支援員3名）</u> <u>東京都</u> <u>（支援員3名）</u>	<u>仮置場の開設及び運転管理の支援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等</u>
<u>8月2日</u>	<u>秋田県秋田市</u>	<u>熊本県熊本市</u> <u>（支援員3名）</u>	<u>仮置場の開設及び運転管理の支援、初動期における事務支援、並びに個別回収に係る収集運搬車の差配等</u>
<u>8月3日</u>	<u>秋田県秋田市</u>	<u>岩手県（支援員</u> <u>1名）</u>	<u>災害廃棄物処理実行計画作成、災害廃棄物発生量推計、産資協契約事務等</u>
<u>8月4日</u>	<u>秋田県秋田市</u>	<u>岩手県（支援員</u> <u>1名）</u>	<u>災害廃棄物処理実行計画作成、災害廃棄物発生量推計、産資協契約</u>

日付	被災自治体	支援員等の所属自治体（人数）	支援内容
		<u>千葉県習志野市（支援員1名）</u>	<u>事務、災害廃棄物収集業務に関する助言等</u>
<u>8月5日</u>	<u>秋田県秋田市</u>	<u>岩手県（支援員1名）</u> <u>千葉県習志野市（支援員1名）</u>	<u>災害廃棄物処理実行計画作成、災害廃棄物発生量推計、産資協契約事務、災害廃棄物収集業務に関する助言等</u>
<u>8月6日</u>	<u>秋田県秋田市</u>	<u>岩手県（支援員1名）</u> <u>千葉県習志野市（支援員1名）</u>	<u>災害廃棄物処理実行計画作成、災害廃棄物発生量推計、産資協契約事務、災害廃棄物収集業務に関する助言等</u>
<u>8月7日</u>	<u>秋田県秋田市</u>	<u>岩手県（支援員1名）</u> <u>千葉県習志野市（支援員1名）</u> <u>千葉県館山市（支援員2名）</u>	<u>災害廃棄物処理実行計画作成、災害廃棄物発生量推計、産資協契約事務、災害廃棄物収集業務に関する助言等</u>

- ・ D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）へ支援を依頼し、秋田市に専門家をのべ87人日派遣。

日付	派遣先	
7月21日	秋田県	秋田市
7月22日	秋田県	秋田市
7月23日	秋田県	秋田市
7月24日	秋田県	秋田市
7月25日	秋田県	秋田市
7月26日	秋田県	秋田市
7月27日	秋田県	秋田市
7月28日	秋田県	秋田市
7月29日	秋田県	秋田市
7月30日	秋田県	秋田市
<u>7月31日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月1日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月2日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月3日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月4日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月5日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月6日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>
<u>8月7日</u>	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>

- ・ 秋田県秋田市の仮置場において、防衛省・自衛隊と協力し、災害廃棄物の撤去・運搬を実施（7月21日から7月28日）

【動物愛護管理関係】

動物愛護管理室から秋田県、秋田市に、被災状況の確認メールを実施。（7月16日）

- ①動物収容施設の被災状況
- ②特定動物の逸走の有無
- ③ペットの同行避難の状況等

【大気汚染・水質汚染関係】

・都道府県及び大気汚染防止法政令市・水質汚濁防止法政令市に対し、大気環境に影響をもたらす事象や水質汚濁事故の発生状況について電子メールにて情報提供を依頼（6月29日）

2. 被害状況等

【災害廃棄物等関係】

・秋田県の仮置場の設置状況は以下のとおり。表に記載した自治体以外についても仮置場の設置有無について継続して情報収集中。

県名	自治体名	仮置場の設置状況
秋田県	秋田市	7月17日から
	三種町	7月16日から
	男鹿市	7月17日から
	八峰町	7月18日から
	五城目町	7月19日から

以上